

住宅用火災警報器

の設置が義務付けられました。

住宅用火災警報器は、あなたと

あなたの大切な人の生命を守ります。

毎年、全国で多くの住宅火災が発生しており、その犠牲者が依然として数多く出ています。火災が起こり、早い段階で気づくことが生命を守るためには、大変重要となってきます。

ここでは、国が平成十六年に、消防法を一部改正し、全国一律に全ての住宅へ住宅用火災警報器の設置を義務付けられたことについて紹介します。

◎住宅用火災警報器ってどんなものですか？

火災による煙又は熱を自動的に感知して、警報音や音声を鳴らして火災の発生を知らせるものです。

- ◇簡単に取り付けることができる「乾電池式」のもの
- ◇100V電源を使用する「家庭用電源式」のもの

NSマークが付いた製品を選びましょう！



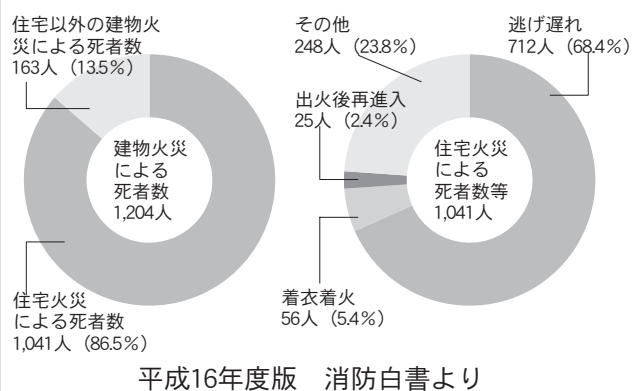
住宅用火災警報器は、法令で定めた基準に適合したものを設置しなければなりません。

基準に合格した警報器は、日本消防検定協会の鑑定マークが付いていますので、購入時の目安として下さい。

◎なぜ「住宅用火災警報器」が必要なのですか？

住宅火災による犠牲者が急増しているからです。建物火災による犠牲者約9割が住宅火災で、その約7割が逃げ遅れによるものです。(犠牲者の半数以上が65歳以上の高齢者を占めています。)

このような状況を踏まえ、火災を早期に発見し、住宅火災の犠牲者を減らすためです。



◎どこに設置するのですか？

この設置義務は、普段皆さんが就寝している部屋と、その部屋が2階などの場合は階段部分に「煙式」警報器を設置するものです。1階など容易に避難できる場合は除きます。

なお、設置は任意ですが、台所等の火気を使用する場所に警報器を設置することをお勧めします。台所等へ設置する場合は、「熱式」警報器が適しています。*設置する場所の具体例は、次のページを参照して下さい。

◎いつから設置しなければならないのですか？

新築住宅は、平成18年6月1日から設置しなければなりません。

既存住宅は、平成18年6月1日から平成23年5月31日までに設置しなければなりません。



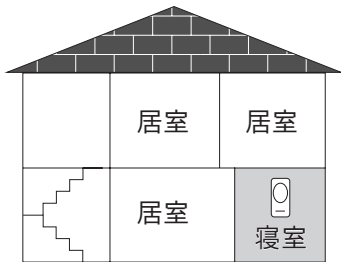
住宅用火災警報器（煙式）です。防災設備取扱店やホームセンターなどで購入できます。

住宅用火災警報器（煙式）設置の具体例

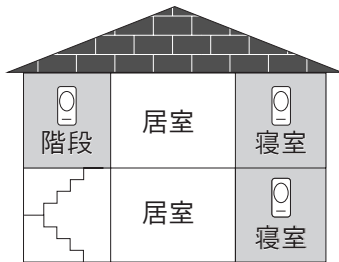
◇ご自宅が、どのタイプに該当するか確認して下さい。

☆ 1階平屋建ては、
寝室のみの設置です。

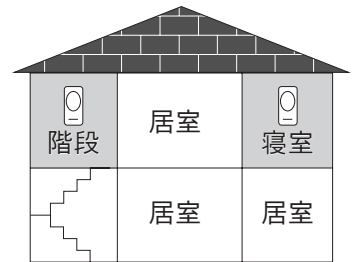
2階建て 設置例



寝室が1階にある場合

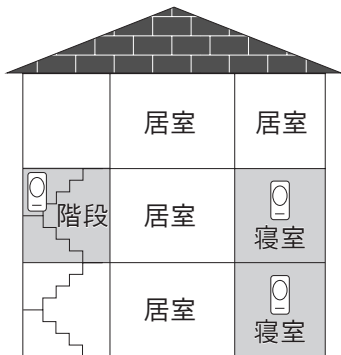


寝室が1階、2階にある場合

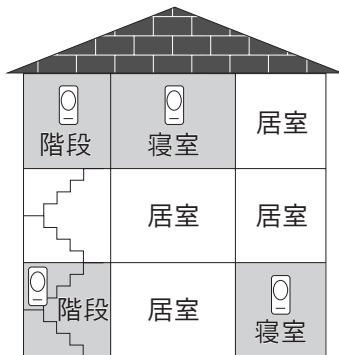


寝室が2階にある場合

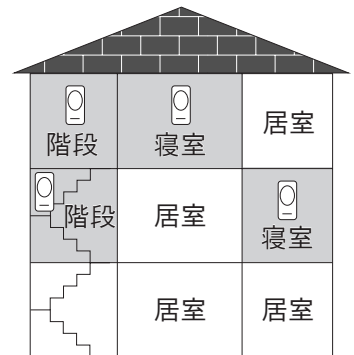
3階建て 設置例



寝室が1階、2階にある場合



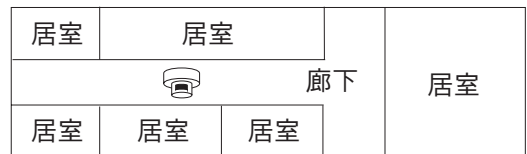
寝室が1階、3階にある場合



寝室2階、3階にある場合

警報器を設置する必要がなかった階で寝室を除く
居室7㎡（4畳半）以上が5以上ある階の場合

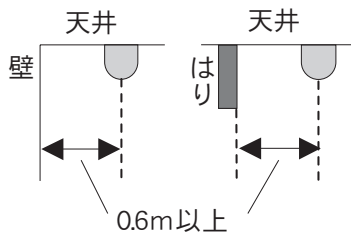
廊下に警報器が必要です。



取り付け位置

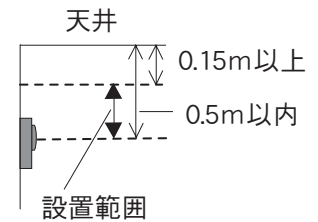
● 天井用

火災警報器の中心を
壁または、はりから
0.6m以上離し取り
付けます。



● 壁掛け用

天井から0.15m以上
0.5m以内の位置に
火災警報器感知部の
中心がくるように取
り付けます。



* 換気扇やエアコン等の吹き出し口から1.5m以上離れた位置に取り付けます。

住宅用火災警報器に関する問合せ

- せたな消防署予防係
☎ 01378-4-5709
- せたな消防署大成支署予防係
☎ 01398-4-5401
- せたな消防署瀬棚支署予防係
☎ 01378-7-3344

悪質な訪問販売等にご注意を！

消防職員が一般住宅を訪問し住宅用火災警報器
を販売することはありません。

悪質業者のなかには、消防職員のような服装で
家を訪れ、不安をあおって強引に売りつける業者
には注意して下さい。

* 不安に思ったら、まず消防に連絡を！